

令和4年度 土地改良施設整備技術検討業務

特別仕様書

関東農政局 土地改良技術事務所

項目	内容														
第1章 総則 (適用範囲) 第1－1条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。														
(目的) 第1－2条	本業務は、官民連携新技術研究開発事業に係る実施計画書及び研究成果報告書の分析・整理や審査委員会の運営などを行い、土地改良施設整備技術の開発の推進を図るものである。														
(一般事項) 第1－3条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有するものとする。														
(管理技術者) 第1－4条	管理技術者は共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木 農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士（農学）</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td> <td>農業土木</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木 農業農村工学	博士（農学）	—	—	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	—
資格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学													
	農業	農業土木 農業農村工学													
博士（農学）	—	—													
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	—													
(担当技術者) 第1－5条	担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。														
(保険加入) 第1－6条	受注者は、共通仕様書1－37条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。														
第2章 作業条件 (貸与資料) 第2－1条	貸与資料は、次のとおりである。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>貸与資料</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>令和3年度官民連携新技術研究開発事業支援業務報告書</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>	番号	貸与資料	数量	①	令和3年度官民連携新技術研究開発事業支援業務報告書	1式								
番号	貸与資料	数量													
①	令和3年度官民連携新技術研究開発事業支援業務報告書	1式													
(貸与資料の取扱い) 第2－2条	第2－1条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか業務完了時に一括返納しなければならない。														

項目	内容						
(審査委員会) 第2－3条	<p>審査委員会の開催については以下のとおりとする。</p> <p>(1) 審査委員会の委員は農林水産省が選定する学識経験者4名で構成する。なお、審査委員会開催に係る委員への諸謝金等については本業務で支払うものとする。</p> <p>(2) 審査委員会の開催場所は、農林水産省会議室を予定している。</p> <p>(3) 審査委員会の開催時期は、申請される研究課題の認定に係る審査委員会は4月下旬頃、今年度完了する研究課題の評価に係る審査委員会は2月下旬頃に開催することを予定している。なお、詳細については発注者と調整を行うものとする。</p> <p>(4) 審査委員会終了後は、速やかに議事録を作成し、出席者の確認を得た上で提出するものとする。</p>						
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3－1条	<p>本業務における作業項目及び数量は、別紙1「作業項目内訳表」に示すものとする。</p>						
(作業の留意点) 第3－2条	<p>業務の遂行に当たっては、次の点に留意して行わなければならない。</p> <p>(1) 電算機を使用する場合は、アウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(2) 作業期間中において監督職員が資料の提出を求めたときは、受注者は速やかにこれに応じるものとする。</p> <p>(3) 審査委員会委員及び申請者等と連絡調整を行う場合は、事前に監督職員へ内容の確認を行うものとする。</p> <p>(4) 審査委員会資料の中立性・公平性を確保するため、審査委員会資料（案）の作成後、監督職員に内容の了解を得るものとする。</p>						
第4章 打合せ (打合せ) 第4－1条	<p>共通仕様書第1－10条の打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>初回</td> <td>作業着手前の段階</td> </tr> <tr> <td>第2～3回</td> <td>審査委員会資料（案）作成段階</td> </tr> <tr> <td>最終回</td> <td>報告書原稿作成段階</td> </tr> </table> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当者は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、別紙2に記載している割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、品質確保対策として、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、共通仕様書第1－11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p>	初回	作業着手前の段階	第2～3回	審査委員会資料（案）作成段階	最終回	報告書原稿作成段階
初回	作業着手前の段階						
第2～3回	審査委員会資料（案）作成段階						
最終回	報告書原稿作成段階						
第5章 成果物 (成果物) 第5－1条	<p>成果物は共通仕様書第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p>						

項目	内 容
(成果物の提出先) 第5－2条	<p>(1) 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部            このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）により別途1部を提出するものとする。</p> <p>(2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴りで可）            なお、前記で黒塗り措置を行った成果物の出力は不要である。</p> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。            埼玉県川口市南町2-5-3            関東農政局土地改良技術事務所</p>
第6章 業務管理 (業務管理) 第6－1条	<p>成果物は共通仕様書第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 情報共有システムの業務について            1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。            2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省webサイト参照）によるものとする。            3) 受注者は、受注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。</p>
第7章 契約変更 (契約変更) 第7－1条	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2-3条に示す「審査委員会」に変更が生じた場合。            (2) 第3章に示す「作業内容」に変更が生じた場合。            (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。            (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。            (5) 審査委員に変更が生じた場合。            (6) 履行期間の変更が生じた場合。            (7) その他</p>
第8章 定めなき事項 (定めなき事項) 第8－1条	<p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

作業項目	作業内容
1 官民連携新技術研究開発事業で申請される案件の分析整理	<p>農林水産省が補助事業として実施する官民連携新技術研究開発事業において、令和4年度に申請される案件を審査委員会が審査するに当たって、各案件の実施計画書等の分析・整理を行う。</p> <p>作業は、応募対象となる下記ア～オのいずれかのテーマで提出される実施計画書等について内容の分析を行い、審査に当たって事前に事実関係の確認が必要な箇所の整理と申請者への確認、関連する既往の技術・研究成果に対する新規性の確認、審査基準に基づいた審査のポイント整理表の作成を行う。審査のポイント整理表については、下記①～⑦の項目毎に実施計画書の内容を抽出整理し、その内容を申請者に確認するものとする。</p> <p>なお、令和4年度申請される案件は4件を想定している。</p> <p>(応募対象となるテーマ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 農地の大区画化・汎用化に資する技術</li> <li>イ 農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るための適切な保全管理に資する技術</li> <li>ウ 土地改良施設の耐震強化等に資する技術</li> <li>エ 小水力発電等の農業水利施設等を活用した再生可能エネルギーの導入促進に資する技術</li> <li>オ 農業収益力向上に資する先進的な基盤整備に係る技術</li> </ul> <p>(審査のポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 研究開発課題の独創性、革新性、先導性</li> <li>② 実用化・事業化への発展可能性</li> <li>③ 施策・現場ニーズを踏まえた研究開発としての妥当性</li> <li>④ 研究開発計画の効率性・妥当性</li> <li>⑤ 研究開発の手段やアプローチの妥当性</li> <li>⑥ 事業の低コスト化や技術的課題の解決の可能性</li> <li>⑦ 研究開発成果の現場実装、普及の可能性</li> </ul>
2 官民連携新技術研究開発事業で完了する案件の分析・整理	<p>官民連携新技術研究開発事業において、令和4年度に完了する案件の研究成果報告書等の分析・整理を行う。</p> <p>令和4年度に完了する下記ア～ウの研究成果報告書等について内容の分析を行い、実施計画書に対する履行状況の確認、審査に当たって事前に事実関係の確認が必要な箇所の整理と開発者への確認、審査基準に基づいた審査のポイント整理表の作成を行う。</p> <p>審査のポイント整理表については、下記審査のポイント①～②の項目毎に研究成果報告書の内容を抽出整理し、その内容を開発者に確認するものとする。</p> <p>(令和4年度に完了する案件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア センチピードグラスを用いた農地畦畔における草刈り省力化技術の改良研究</li> <li>イ 竣工後の施工による既設アースダムの面的センシング技術の研究開発</li> <li>ウ 既設鋼矢板護岸の画像解析を活用した健全度評価技術の開発および鋼矢板排水路の維持管理支援データベースシステムの構築</li> </ul> <p>(審査のポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 研究開発成果の目標の達成</li> <li>② 研究開発成果の普及の可能性</li> </ul>
3 審査委員会資料作成	<p>上記1、2の作業後、審査委員会資料（案）を作成する。</p> <p>各委員へ資料（案）を送付し、事前確認事項等の聞き取りと申請者への確認を行い、本作業を反映した上で、審査委員会資料を作成する。</p>
4 審査委員会	<p>令和4年度申請案件の認定を行うための審査委員会を1回開催する。また、令和4年度完了案件の評価を行うための審査委員会を1回開催する。審査委員会の段取り、運営、議事録の作成を行う。</p>
5 報告書とりまとめ	<p>上記1～4の内容を検討経過も含め整理し、報告書を作成する。</p>

## 第4－1条関連

## 【割合】

下記の業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業務区分	A	B	C	D
建設コンサルタント (土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に10分の9を乗じ て得た額	一般管理費等の 額に10分の4.8を 乗じて得た額